

## 議案第56号関連資料

## 明石市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要

## 1 改正理由

分限休職における休職日数の算定方法等について見直しを行い、公務能率の確保と制度の適正な運用を図るため、他市の状況等を踏まえ、条例の一部改正を行おうとするものです。

## 2 病気療養制度の概要

職員が心身の故障等により、病気療養する場合には、私療養休暇の取得が可能ですが、私療養休暇の上限日数を超える場合は、分限休職の発令を行います。

	内容	日数	給与
私療養休暇	職員が公務によらないで負傷し、又は疾病にかかった場合の療養のための特別休暇	身体疾患等：90日 精神疾患：120日	100% 支給
分限休職	職員が心身の故障のため療養を要する場合等において、任命権者が職務に従事させないことを命ずる分限処分	最長3年	1年に限り 80%支給

## 3 改正の内容

## (1) 精神疾患の分限休職からの復職にかかる通算規定の改正

精神疾患による分限休職からの復職後の通算期間（クーリング期間※）を1年とします。

分類		クーリング期間
私療養休暇	精神疾患	6月
	その他身体疾患等	6月
分限休職	精神疾患	6月 → 1年
	その他身体疾患等	6月

※クーリング期間：復職後、同一の理由により、再度の療養となった場合に、前回の療養期間を通算する取扱いを行う対象期間。

分限休職は、職員が心身の故障のため療養を要する場合等において、任命権者が行う分限処分であることから、特別休暇である私療養休暇に比べて、公務能率の確保のためにも、傷病の回復状況をより慎重に見極める必要があるため、精神疾患のクーリング期間は1年とします。

一方で、その他身体疾患では、悪性腫瘍等の治療の場合など、短いサイクルで療養と復職を繰り返すケースがあることから、クーリング期間を私療養休暇と同じ6月とします。

## (2) その他

上記改正に伴う規定整備等

## 4 精神疾患による療養中の職員へのサポート等について

精神疾患により長期療養中の職員については、職員室が体調等を把握し、復職に向けたサポートを行うとともに、復職時に安定して勤務できるよう配慮を行っています。

- ① 毎月、療養状況報告書の提出を求め、職員の体調等を把握のうえ、必要に応じて面談を実施する。
- ② 必要に応じて3月～6月程度のリワークに通うことを推奨する。
- ③ 復職の際は、産業医、精神科医の委員等による診察や面接を経て、健康管理委員会で復職の可否を判断する。
- ④ 復職の際、医師の診断に基づいて最大で6月間の勤務時間の短縮（リハビリ勤務）を可能とする。

## 5 他市の状況

近隣の姫路市、尼崎市、西宮市、加古川市、高砂市は全て、分限休職のクーリング期間を1年としています。

## 6 対象職員

当該条例の改正後の規定は、条例の施行日以後に、新たに精神疾患を理由として休職にされたものについて適用します。

## 7 その他

本条例改正案については、職員労働組合と協議を終えており、同意を得ています。

## 8 施行期日

公布の日